

労働総研 ニュース

No.434

2026年8月号

(2026年8月25日発行)

発行 一般社団法人労働運動総合研究所(労働総研) office@rodosoken.com
〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 メゾン平河町501
☎・Fax (03) 3230-0441 労働総研HP 📧 <https://rodosoken.com/hp/>

労働総研第6回定時社員総会を開催 代表理事1名が交代

2026年8月1日14時から、全労連会館において、一般社団法人労働運動総合研究所は第6回定時社員総会(以下、総会)を開催しました。社員総数203人のうち138人(委任状による者、書面により議決権行使を行った者を含む)が参加しました。総会には全労連顧問の秋山正臣氏が激励のあいさつに駆け付け、中澤秀一理事の開会宣言で幕を開けました。

総会は、「2025年度事業報告」、「2025年度決算報告、同監査報告」、「2026年度事業計画」、「2026年度予算」、「役員の補欠選任」に関する議案提案が順次行われ、討論を経て圧倒的多数ですべての議案を採択し、閉会しました。

九後健治理事の退任に伴い、新たに秋山正臣氏が理事に選任され、総会を一時休会して開催した臨時理事会の互選により、桑田富夫代表理事に代わり秋山正臣氏を新たな代表理事に選任しました。代表理事は秋山正臣、松丸和夫、村上英吾の3氏で、理事・監事は以下のとおりです。

【理事】16名

赤堀正成、秋山正臣、伊藤大一、緒方桂子、

小澤薫、川村雅則、清岡弘一、桑田富夫、斎藤力、佐々木昭三、中澤秀一、藤田実、松丸和夫、宮崎牧子、村上英吾、山縣宏寿

【監事】2名

谷江武士、布施恵輔

第1号議案

2025年度事業報告 (2025年6月1日～2026年5月31日)

一般社団法人労働運動総合研究所(以下、労働総研)は、法人化して4年半の間、研究所設立の目的を受け継ぎ、会計規則、諸規定を整え、広報活動、機関運営と事務局業務の集団的な改善をすすめ、諸経費の削減に反映しています。昨年の社員総会から「代表理事3人制」を採用し、企画委員5人と事務局1人という業務執行体制で集団的な運営に努め、取り組んできました。

今年に入って、労働総研事務所が所在するマンション・メゾン平河町の建替え計画が急進展し、事務所の売却・移転問題が具体的な局面に入っています。労働運動をとりまく情勢も、裁量労働制の拡大を柱に労働法制解体をめざす政府・財界の攻勢は強まっています。労働総研のこの一年の活動をふりかえり、労働総研の活動と事業、組織と運営のいっそうの発展をめざしましょう。

1. 会員の状況

2026年5月31日現在の会員数は、個人会員143人・団体会員は58団体となっています。個人会員は昨年度末の157人から入会者は6人、退会者は20人で14人減少しました(昨年度は6人減少)。退会者のうち死亡退会は顧問のお二人(牧野富夫さ

－目次－

- ◆ 第6回定時社員総会を開催 1
- ◆ 第1号議案 1
- ◆ 第3号議案 5
- ◆ 第5号議案 7

※第2号決算報告、第4号予算案は省略しています。

んと大須眞治さん)をはじめ 8 人、退会申出者 8 人、長期会費未納者 4 人です。

2. 総会・理事会などの開催

(1) 第 5 回定時社員総会の開催

2025 年度の第 5 回定時社員総会は 8 月 2 日(土)、全労連会館・会議室にてオンライン併用で開催しました。

総会には、会場とオンライン(Zoom)、議決権行使書、委任状を合わせて 151 人・団体(社員総数は 212 人・団体)が参加し、①2024 年度事業報告、②2024 年度決算報告、③2025 年度事業計画、④2025 年度予算、⑤理事・監事の選任について、各議案は賛成多数で承認されました。

(2) 理事会、企画委員会の開催

2025 年度は以下の通り理事会、企画委員会を開催しました。

①理事会

- 第 1 回 2025 年 6 月 21 日
- 第 2 回 2025 年 8 月 2 日(定時社員総会における代表理事の選任)
- 第 3 回 2025 年 9 月 2 日
- 第 4 回 2025 年 12 月 8 日
- 第 5 回 2026 年 3 月 15 日

②企画委員会

- 第 1 回 2025 年 6 月 16 日
- 第 2 回 2025 年 7 月 1 日
- 第 3 回 2025 年 9 月 9 日
- 第 4 回 2025 年 10 月 6 日
- 第 5 回 2025 年 11 月 6 日
- 第 6 回 2025 年 11 月 29 日
- 第 7 回 2026 年 2 月 14 日
- 第 8 回 2026 年 5 月 25 日

(3) 研究委員会及び出版・広報委員会の活動

①研究委員会

2025 年度は次の通り委員会を開催しました。

- 第 1 回 2025 年 9 月 29 日(オンライン)
 - ・研究所プロジェクト、課題別プロジェクト、研究部会の実施状況について報告
 - ・次年度の課題別プロジェクトの研究テーマについて検討

課題別プロジェクトのテーマ募集 2025 年 11 月 18 日(会員宛メール)

- ・締切 2026 年 1 月 19 日
- ・研究部会の研究計画書(継続・新規)の提出依頼

2026 年 2 月 14 日(部会代表者宛メール)

締切 3 月 6 日

第 2 回 2026 年 3 月 11 日(メール審議)

- ・2026 年度の研究所プロジェクト、課題別プロジェクトの研究計画書について審議
- ・2026 年度の研究部会の研究計画について審議

②出版・広報委員会

2025 年度は次のとおり委員会を開催しました。

第 1 回 2025 年 10 月 30 日

- ・『労働総研クォーターリー』の発行状況について、今後の編集・発行体制について検討

③『労働総研クォーターリー』編集委員会

『労働総研クォーターリー』編集委員会は 2025 年 11 月と 2026 年 2 月の 2 回開催し、特集企画の立案、執筆者編成を行い、『労働総研クォーターリー』発行に取り組んできました。

今年度から、編集責任者を各号ごとに配置することにしました。責任者の負担を減らし、より集団的な運営をめざしています。

2026 年 6 月から編集体制を変更するので、業者委託の範囲を拡大し、『労働総研クォーターリー』発行に支障がないように準備を進めています。

3. 各事業に関する活動

労働総研は定款第 3 条で、「当法人は、経済・社会・労働問題に関する調査研究、政策提言等を行い、労働・社会運動の必要に応え、国民生活の充実に資し、もって誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与することを目的とする」とし、この目的を実現するための事業として、定款第 4 条で、①経済・社会・労働問題に関する調査研究、②労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表、③研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動、④シンポジウム・セミナーの開催、⑤

広報活動、⑥その他当法人の目的を達成するために必要な事業を行うとしています。

この1年間の各事業の活動は以下のとおりです。

(1)「経済・社会・労働問題に関する調査研究」事業

①研究所プロジェクトの活動

研究所プロジェクトでは、最低賃金引き上げが労働者・中小企業経営に与える影響について聞き取り調査を実施しました。労働者側では栃木・群馬・宮崎・岐阜・東北6県で最低生計費試算調査を行い、合意形成会議を通じて物価上昇が続く中での若年単身世帯の生活実態を把握しました。経営者側では徳島県の中小企業(製麺業)の経営実態についてヒアリングを行いました。また、総務省『全国消費実態調査』および『全国家計構造調査』のオーダーメード集計を進めており、最低生計費調査の理論値と実態生計費との比較分析を行う予定です。

②課題別プロジェクトの活動

・日本におけるジョブ型雇用・ジョブ型賃金の実態とその対抗策についての研究

プロジェクトでは、政府・財界が推進するジョブ型雇用・職務給導入の動向を踏まえ日立製作所・富士通・ソニー・NTT等の大企業や公務職場におけるジョブ型人事制度の実態調査を進めてきました。その結果、各企業のジョブ型人事制度は賃上げではなく賃金抑制・格差拡大をもたらし、降格・降給やPIPの制度化により雇用の不安定化を招くことが明らかになりました。また欧米との比較では、日本でイメージされるジョブ型制度は欧米の実態とも乖離していることが判明しました。労働組合の対抗戦略についてはJMITUの闘争経験を検討し、これらの研究成果は今秋に大月書店から刊行予定です。

・マイクロデータを使った雇用・就業構造の変化に関する研究

本プロジェクトでは、総務省『就業構造基本調査』のオーダーメード集計データを活用し、雇用・就業構造の変化に関する実証研究を進めています。2022年データから都道府県別貧困率・子どもの貧困率を算出

してディスカッションペーパーとして発行したほか、1992年以降の30年間の推移を最低賃金・労働組合組織率・生活保護捕捉率に着目して分析しています。また、非正規雇用から正規雇用への転職者の雇用形態間異動の特徴と非正規雇用内部に滞留する労働者の特徴に関する実態把握、マクロな自営・非正規代替説(構造安定説)のミクロ的な批判的検証にも取り組んでおり、データ集計結果の精査を行っています。

③研究部会

2025年度は7つの研究部会が活動を行いました。

・女性労働研究部会

6回(2025年6月26日、9月11日、10月30日、12月25日、2026年2月26日、4月30日)

・中小企業問題研究部会

1回(2025年9月25日)

・労働時間健康問題共同研究部会

5回(2025年6月13日、9月26日、12月5日、2026年2月27日、5月22日)

・労働組合研究部会

3回(2026年1月13日、3月12日、4月24日)

・社会保障研究部会

1回(2025年8月17日)

・関西産業労働研究部会

4回(2025年9月27日、11月15日、2026年1月30日、4月25日)

・労働政治研究部会

7回(2025年6月30日、10月21日、11月27日、12月8日、2026年1月29日、3月27日、5月28日)

(2)「労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表」事業

2025年度は該当する活動を行うことができませんでした。

(3)「研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動」事業

『労働総研クォーターリー』及び『国民春闘白書』の発行を行いました。広報活動としては、「労働総研ニュース」を以下のように発行しました。

1)『労働総研クォーターリー』の発行

No.135＝特集企画「労働時間短縮はどこへ向かうのか」 2025年9月・夏号

No.136＝特集企画「外国人の労働と生活を考える」 2026年3月・秋冬合併号

No.137＝特集企画「対話と学び合い・レバカレ」 2026年6月・春号

2)「労働総研ニュース」の発行

2025年度の「労働総研ニュース」(電子版)は、No.420・6月号から2026年No.431・5月号まで、毎月1号発行しました。

3) ホームページ

毎月発行の「労働総研ニュース」、1年前に発行した『労働総研クォーターリー』をホームページに掲載します。メールアドレスやファックス番号を変更したことをお知らせとして掲載しています。

4)『国民春闘白書』の発行

全労連との共同編集で『2026年国民春闘白書』を作成・発行しました(発行元・学習の友社、2025年11月)。

(4)「シンポジウム・セミナーの開催」事業

2025年度は該当する活動を行うことができませんでした。

(5)「広報活動」事業

上記(3)「研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動」事業記載の通りです。

(6)「その他当法人の目的を達成するために必要な事業」

労働法制中央連絡会に、共同代表として桑田富夫代表理事、事務局団体会議の構成員として中島康浩会員を派遣しています。また、公益財団法人全労連会館の理事に桑田富夫代表理事を派遣しました。

4. 法人運営に関する業務について

(1) 事務局の運営および諸活動

①事務局会議

事務局会議は、代表理事3人と事務局員で毎月一回必ず開催しています。プロジェクトや研究部会、諸委員会の活動や取り組

み状況の把握、会費の徴収や会計処理の状況の把握・点検、機関会議の日程調整・会場設定を行っています。

②団体会員・関係団体へのメッセージ送付<2025.8.2社員総会以降>

自治労連、日本医労連、全労連・全国一般、国公労連、生協労連、JMITU、福祉保育労、全損保、全印総連、建交労、自交総連、郵政産業労働者ユニオン、電機・情報ユニオン、電機労働者懇談会、国土交通労組、全日赤労働組合、全法務、東京地評、埼玉県労連、自治体問題研究

<2026.8月以降>

JMITU、自治労連、国公労連、郵政ユニオン、日本医労連、民医連、全日赤。

③関係諸団体への諸行動・会議などへの参加

関係団体に派遣している役員は、事務局会議や行動等への参加に努めています。

・今年度は、「労働法制解体」の動きが強まり、これと闘う労働法制中央連絡会への結集を強めました。

・(財)全労連会館・理事会および「会館25周年レセプション」

・全労連「3大学ゼミ生交流会」に参加し発言もおこないました。

・労働総研事務所の所在するマンション・メゾン平河町は建替え計画を推進しており、マンション「管理組合」の通常総会、建替え計画の説明会などに参加しました。

(2)メゾン平河町の建替え計画と事務所の売却・移転問題

1) 理事会は建替え決議に賛成を表明

労働総研の所在するマンション・メゾン平河町の建替え計画は、本年7月28日に「建替え決議に関する臨時総会」が開催されることとなりました。そこで2026年6月21日の第1回通常理事会で「建替え決議への賛成に関する決議」を行いました。

※「労働総研ニュース6月号」参照。

2) 労働総研は建替え事業には参加せず

理事会は今回、マンションの建替えには賛成しましたが、建替え事業そのものには参加できないと判断しています。

新しい建物に建替え、その新しい建物に労働総研が事務所をもつには、建替え事業に多額の資金投入が必要です。現在の労働総研が所有する資産・資金ではこれを賄うことはできません。金融機関に資金を借りるにしても、そもそも労働総研が借入・返済の責任を負うことはできません。

したがって、理事会は、建替え計画を機に事務所の土地・建物の所有権を売却することが適切だと判断しています。

第3号議案

2026年度事業計画(2026年6月1日～2027年5月31日)

1 各事業の推進について

(1)「経済・社会・労働問題に関する調査研究」事業

2026年度は、研究所プロジェクトが当初の研究期間である2年目を終えたものの、十分な調査が実施できなかったことから、引き続き調査・研究を継続します。

2026年度の課題別プロジェクトは、マイクロデータのオーダーメイド集計の結果を精査し、公開研究会を開催するために継続して研究を行うのに加えて、労働政治研究部会が部会研究を発展させて課題別プロジェクトに取り組みます。研究部会活動は、昨年と同様に7つの部会が活動を行いました。研究が活発に行われるよう、支援体制の整備に努めていきます。

1) 研究所プロジェクト

研究所プロジェクトでは、最低賃金の大幅引き上げと全国一律制が地域経済・雇用・ワーキングプア解消に与える影響を多角的に分析し、最賃運動に資するエビデンスの提供を目的としています。具体的には、産業連関表を用いた経済波及効果の分析と地域普及、労使双方へのヒアリングによる実態把握、特定最賃や企業別最賃を含む賃金規制全般の検討を進めます。2026年度は徳島・岩手・秋田等での聞き取り調査、医労連等と連携したケア労働者向け特定最賃の研究を重点的に実施します。

2) 課題別プロジェクト

①マイクロデータを使った雇用・就業構造

の変化に関する研究

※継続(研究代表者 戸室健作)

2025年度は、「就業構造基本調査」の匿名データについてオーダーメイド集計を申請し、研究目的に対応した集計結果を得て分析を進めました。オーダーメイド集計の結果は、就業形態の変化や労働者の構成の変化、貧困率との関係を都道府県別に把握するための基礎データとなるものです。データ集計自体は研究期間内に完了しましたが、2026年度は分析結果を精査し研究成果として取りまとめるとともに、その成果を広く公開するため公開研究会を開催する予定です。

②過半数代表者と労働組合の職場規制力についての実態調査(研究代表者 赤堀正成)

本研究は、労働基準法制のデロゲーション構想をめぐる政策動向を背景に、過半数代表者の実態を実証的に解明することを目的とします。産別・単位労働組合の役員および過半数代表経験者を対象とした半構造化インタビュー調査を通じて、代表の選出過程、役割認識、使用者との交渉実態、法制上の手続への関与状況などを把握します。これにより、制度上想定されている過半数代表者の在り方と現場実践との乖離を明らかにするとともに、実効的な職場規制が機能するための条件と制約について経験的知見を提供することを目指します。

3) 研究部会

研究部会については、7つの部会から研究計画書が提出されました。研究委員会で審査した結果、いずれも設置が妥当と認められ、3月15日に開催した第5回理事会(臨時)で承認されました。2026年度に設置される研究部会と研究テーマは次のとおりです。

①女性労働研究部会

「ジェンダーとライフサイクルの視点から女性の生活と働き方を考える」

②中小企業問題研究部会

「公正取引実現に向けた取適法の活用と中小企業労働者の地位改善に関する研究」

③労働時間健康問題共同研究部会

「i 労働時間の実態と要因、労働時間法制と労働時間の国際比較・国際労働基準」

「ii 労働時間短縮の意義といのちと健康を守る労働安全衛生活動」

「iii 労働時間短縮運動と労働時間要求政策と課題」

「iv 研究所プロジェクト・課題別プロジェクト研究に関わる労働時間問題」

④労働組合研究部会

「職場闘争、産別闘争、春闘再生—労働運動の階級的強化のための回路、諸条件の検討」

⑤社会保障研究部会

「介護保険制度の検証—社会保険方式のしくみに隠されている格差、分断、税制を可視化する—」

⑥関西産業労働研究部会

「A I の発達により労使関係及び労働法に与える影響に関する研究」

⑦労働政治研究部会

「今日における支配層の対労働戦略の批判的検討」

研究部会の活動のうち、公開研究会については開催案内を会員にお知らせします。積極的にご参加ください。

(2)「労働者の要求実現に関する政策・提言の作成・発表」事業について

労働条件改善、最低賃金引き上げの経済波及効果など、労働組合、社会運動の各種活動に活用され、平和で誰もが安心して働き、生活できる社会の形成に寄与する政策・提言の作成・発展に努めます。

(3)「研究発表等に関する定期刊行物の発行その他の出版活動」事業について

引き続き出版・広報委員会の下で、『労働総研クォーターリー』『国民春闘白書』『労働総研ニュース』、ホームページ、その他の出版活動の立案・企画、発行などを進めることとします。

『労働総研クォーターリー』は、企画・編集などについて編集委員会での集団的な検討を強化し、内容の充実、定期発行に努め、研究者及び労働者・労働組合の関心に応えられるものとなるように努めます。

全労連との共同編集による『国民春闘白

書』は、春闘に向けた学習・宣伝資料としてより活用される内容のものとなるよう、全労連、学習の友社(発行元)と協議を進め、販売部数の増加に努めます。

(4)「シンポジウム・セミナーの開催」事業について

調査・研究活動などを発表する場として、会員以外にも参加を呼びかけて公開研究会、シンポジウムなどを開催します。特に、研究所プロジェクト及び課題別プロジェクト研究での研究発表を重視します。

具体化については研究委員会で検討することとします。

(5)「広報活動」事業について

2026年度の広報活動事業では、①「労働総研ニュース」(電子版)の情報提供・交流中心の内容を目指し、②ホームページの内容充実、メンテナンスに重点を置くこととします。

(6)「その他当法人の目的を達成するために必要な事業」

引き続き、労働法制中央連絡会、(公財)全労連会館理事会に役員を派遣します。

2 日常的な法人運営の整備について

(1) 日常的な法人運営体制

引き続き限られた事務局体制の中、業務の効率化を図りながら調査研究団体として必要な法人運営に努めます。そのため、事務局会議を定期的に関き、集団的な運営を強めることとします。

(2) 急がれる「売却・移転問題」と「財務構造・中計作成」へのとりくみ

労働総研の事務所は2006年、会員であった故・神尾京子氏から遺贈されたものです。事務所のあるマンション・メゾン平河町は築50年以上が経過しており、2011年3月の東日本大震災で被災しました。2013年6月に受けた耐震診断の結果は構造耐震指標を下回り、2016年8月には千代田区より「除去の必要性に係る認定通知書」を受領しています。マンションの管理組合(以

下「管理組合」)は耐震補強の工事では費用・工事ともに困難であり、建替えが適当と判断していました。

労働総研は2024年8月、定時社員総会で「管理組合」から具体的な案が示された場合には企画委員会で検討した上で理事会に諮ることを確認しました。

1)あと1年を切る事務所の売却・移転問題への対応

①経過

建替え計画は、「想定スケジュール」および「マンションの再生等の円滑化に関する法律」の改正法施行(2026年4月)を待って進められました。こうして本年7月28日に「建替え決議に関する臨時総会」が開催されることとなりました。6月21日に開催した労働総研2026年度第1回理事会は早速、「事務所(メゾン平河町)の建替え決議への賛成に関する決議」(前掲)を可決しました。

②労働総研は建替えたマンションには入居できません

メゾン平河町建替え事業に参加し、新しい建物のなかに事務所をもつには多額の資金投入が必要です。これまで企画委員会で何度か検討してきましたが、現在の労働総研が所有する資産・資金ではこれを賄うことはできません。

金融機関に資金を借りることも、一般社団法人労働運動総合研究所として責任をもつことは困難です。したがって、建替え事業により建設される新しいマンションに入ることはできません。建替え計画を機に、建替え事業をすすめる「建替え組合」に労働総研事務所の土地・建物の所有権を売却することが適切だと考えます。

③年内に事務所売却の決議、年明けには移転先の目途を

建替え計画のスケジュールによると、来年(2027年)の3月前後で建替え不参加の区分所有者は、独自に不動産業者に売却するか、管理組合が衣替えした「建替え組合」に「売り渡し」の申請を行うこととなります。定款に基づいて機関決定を行い、会員

の理解・承認を得るには、あまり余裕はありません。年内に事務所売却の決議、年明けには移転先の目途をたてられるように取り組みを急ぎます。

④2つの作業部会を設置

建替え計画のスケジュールによると、2027年8月までに労働総研事務所を移転しなければなりません。2027年度から労働総研の財務構造・損益構造は大きく変化します。

企画委員会では3月、「事務所の売却・移転問題」と「財務構造と中期計画づくり」に関する2つの作業部会を設置しました。高い専門性が求められる課題であり、外部の専門家のサポートも得ながら取り組みます。

第5号議案 役員の補欠選任について

労働総研の定款第24条第1項及び第2項では、理事及び監事の任期は「選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする」としています。これに従えば、昨年(2025年)の定時社員総会で選任された理事及び監事は任期内であり、本年は役員選任の年ではありません。

一方、団体会員であり、現在理事2人、監事1人を推薦・派遣している全労連から、本年の定時社員総会における推薦役員交代の申し出がありました。これを受けて、定款第24条第3項(「任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする」)に基づき、現役員と交代する役員の補欠選任(理事1人)をすることとします。

本定時社員総会で退任する役員は次のとおりです。(敬称略)

理事 九後 健治

補欠選任する役員は次のとおりです。

(敬称略)

補欠選任理事 秋山 正臣